

千葉市政策法務アドバイザーに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の政策法務の推進に資するため、政策法務アドバイザーに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「政策法務アドバイザー」とは、法制度、訴訟その他の法務に関し専門的知識を有する者のうち、学識経験者としての立場から市に法的側面からの指導及び助言を行う者をいう。

(職務)

第3条 政策法務アドバイザーは、次に掲げる事項について、指導及び助言を行うものとする。

- (1) 政策法務を推進するための庁内組織に関すること。
- (2) 条例案の立案に関すること。
- (3) 政策法務に係る研修に関すること。
- (4) その他政策法務の推進に関すること。

(依頼手続)

第4条 所管課等の長は、政策法務アドバイザーに指導及び助言を求めようとするときは、総務局総務部政策法務課長にその旨を申し出なければならない。

2 市長は、前項の申し出の内容に係る指導及び助言を、相当と認める者に対し、依頼するものとする。

(謝礼)

第5条 市長は、政策法務アドバイザーに対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、政策法務アドバイザーに関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。